

築上町告示第56号

平成24年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年5月23日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成24年6月4日

2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

6月8日に応招した議員

6月11日に応招した議員

6月12日に応招した議員

6月19日に応招した議員

応招しなかった議員

平成24年 第2回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成24年6月4日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年6月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

町長の報告

・報告第1号 平成23年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について

・報告第2号 平成23年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい

て

日程第4 議案第49号 専決処分について(平成23年度築上町一般会計補正予算(第10号)について)

日程第5 議案第50号 専決処分について(平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算(第1号)について)

日程第6 議案第51号 専決処分について(平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について)

日程第7 議案第52号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第53号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第54号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第55号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

日程第11 議案第56号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第12 議案第57号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第13 議案第58号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第59号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第15 議案第60号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第61号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第62号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第63号 築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第64号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第65号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第66号 築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第67号 町道路線の変更について
- 日程第23 議案第68号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第24 議案第69号 物品売買契約の締結について
- 日程第25 議案第70号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第26 議案第71号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第27 議案第72号 豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第28 発議第3号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

町長の報告

・報告第1号 平成23年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について

・報告第2号 平成23年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告につい

て

日程第4 議案第49号 専決処分について(平成23年度築上町一般会計補正予算(第10号)について)

日程第5 議案第50号 専決処分について(平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算(第1号)について)

日程第6 議案第51号 専決処分について(平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について)

日程第7 議案第52号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第53号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第9 議案第54号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第55号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

- 日程第11 議案第56号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第12 議案第57号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第13 議案第58号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第14 議案第59号 平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第15 議案第60号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第61号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第62号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 議案第63号 築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19 議案第64号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第65号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第66号 築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22 議案第67号 町道路線の変更について
日程第23 議案第68号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第24 議案第69号 物品売買契約の締結について
日程第25 議案第70号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第26 議案第71号 福岡県介護保険広域連合規約の変更について
日程第27 議案第72号 豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
日程第28 発議第3号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 有永 義正君 |
| 7番 吉元 成一君 | 8番 田村 兼光君 |
| 9番 塩田 文男君 | 10番 西畑イツミ君 |
| 11番 塩田 昌生君 | 12番 中島 英夫君 |
| 13番 田原 宗憲君 | 14番 信田 博見君 |
| 15番 武道 修司君 | 16番 西口 周治君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 吉留 正敏君 財政課長 則行 一松君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 松田 洋一君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 中野 誠一君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 宮尾 孝好君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 田原 泰之君
監査事務局長 石川 武巳君

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成24年第2回築上町議会定例会を開会します。

町長からの行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 皆さん、おはようございます。

第2回定例議会を招集いたしましたところ、参会を賜りまして、大変ありがとうございます。

3月議会後の行政報告を若干させていただきますけれども、まず、4月1日に懸案の商工会の合併が相調い、新たな形で築上町商工会が発足をいたしました。

なお、非常に商工会、協議を十分に重ねて、最終的には両町の商工会を発展的に解散をして、新たな商工会で発足するというようなことで、その間、いわゆる体力をつけるために積立金を両商工会とも十分にやってきたということでございます。

次に、新しい施策といたしまして、100歳以上のいわゆる訪問を敬老の日前に行っておりましたが、ことし

から誕生日前後に行くと、これも議会の皆さんからの指摘がございまして、誕生日の前後に行こうということで、先般平野ヒサエさん、上り松の方でございますけれども、お祝いに行ったところでございます。

次に、RDFの話を少しさせていただきますと、4月の24日にRDFの協議会で、築上町はオブザーバーとして参加をさせていただいております。大牟田の発電所が平成29年で存続させるか廃止するかという岐路に立たされているというようなことで、加盟団体では、この検討を今、一生懸命やっておりますでございますけれども、本町におきましては、オブザーバー参加というようなことで、最後に発言を求められましたけれども、3カ年のいわゆる契約延長をしていただくことになりました。そして、料金も据え置きということで、1トン当たり9,500円。加盟団体のほうは9,500円でございますけれども、ことしから、たしか1万3,000円だと思えますけれども、値上げをするが築上町については、そのままいわゆる据え置きをして9,500円というようなことで、3カ年引き取っていただくようになった次第でございます。

町といたしましても、発電所がある間は、ぜひお願いしたいというようなことで、あとは、皆さんの推移を見ながら新たな形も模索をしてみたいというようなことで発言をさせていただいております。

次に、東九州自動車道でございますけれども、大体すべて用地交渉、完了して、今、急ピッチで目標どおり平成26年度末、平成27年の3月31日までには宇佐までつながると。そして東のほうも、佐伯、延岡間が工事を急ピッチでやっておりますということで、予定どおり鹿児島まで平成26年度末にはつながると。こういうことで御報告を受けとるところでございます。

これに関連いたしまして、椎田南インターへのいわゆる取りつけ度、県道上ノ河内線でございますけれども、これもほぼ用地交渉を完了して、ただ1軒だけ、ウエストさんとまだちょっと話ができてないというようなことで、私も先週、ウエストの社長さんにお会いいたしまして、何とか、町長来てくれたんなら前向きに検討しなければというふうな返事もいただいてですね。まあ、そういう状況でございますけれども、これも開通までには県道を仕上げるというようなことで土木事務所はピッチを上げておるところでございます。

それから、新たに、もう一回、周防灘湾岸道路、これがいわゆる東九州道の目鼻がついたということで、新たな形で、今まで休止状態、協議会休止でございましたけれども、この協議会を発足をして、運動を展開していこうじゃないかということで意見が一致しております。

それからもう一つ、FM放送で、今、基地のほうでホットスクランブルという放送をさせていただいておりますが、これが一応、全国放送になるというようなことで、今まで30分番組が1時間番組に変更して、全国ネットのいわゆる築上町からの発信というようなことで、全国への築城基地の話が話題になるということで御報告を申し上げます。

それから梅雨入りに、あしたから一応梅雨入り宣言ということで、気象庁、発表しておりますけれども、防災会議という、この、あす、午後から開催をして万全な体制に備えようということで、いわゆる消防団等々の関係機関に呼びかけをして防災の徹底を図るようになっておるところでございます。

以上でございますけれども、今回の提案の議案は、報告として、繰越計算書の報告が2件、それから議案

といたしましては、専決処分が3件、それから補正予算8件、条例案件が7件、そして、契約ほかその他6件ということで議案を提出させていただいておるところでございます。

どうぞ皆さんには、十分審議をしていただき、最終日には全議案を承認していただくようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

議長(田村 兼光君) これで行政報告が終わりました。

次、教育長から就任のあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。進教育長。

教育長(進 俊郎君) おはようございます。

3月25日、教育長に就任しました進です。よろしくお願いします。

議員の皆様方の前であいさつをする機会をいただきましたので、私が目指す教育方針の一端を述べさせてもらいます。

今、教育で一番大切なことは、築上町の子供たちを心身ともにたくましく生きていく力に育てるということです。明るくて元気で心優しいよい子に育てためには、まず、学力をしっかりとつけること。次に、心優しい思いやりのある子に育てること。そして、粘り強くたくましい子に育てること。この3つのことに力を入れることが私の使命だと思っています。

一つだけ忘れてはいけないことがあります。

それは、子供たちがたくましく生きていく力に育てためには、学校の教育だけでは不十分で、家庭の教育力、例えば、基本的な生活習慣づくりや、家族間のコミュニケーションなどと地域の教育力、例えば、あいさつ運動や宿泊体験活動などのボランティア、ふれあい活動などです。この2つの教育力、家庭の教育力と地域の教育力も非常に大切です。

このことから、学校は、家庭や地域と一体となって、活力のある信頼される学校づくりを目指していかなければならないと思います。御理解と御支援よろしくお願いします。

そしてもう一つ、私自身、教育者として、また、築上町の住民として、町内の先生方や築上町の皆様方をお願いしていきたいことがあります。

それは、築上町を誇りに思う子に育てほしいということです。家族や地域を愛する子になってほしいということです。築上町に生まれてよかった。築上町に住んでよかった。築上町の学校に通ってよかった。たとえ就職などで築上町を離れることがあっても、最後はわがふるさと、築上町に帰ろう、そういう子に育てほしいと願っています。

このことを実現するためには、もちろん魅力ある町づくりももちろんですけども、まず、自分を愛する自己愛、家族を愛する家族愛、地域を愛する地域愛、さらには、友人愛、隣人愛、そして学校愛などなど、人間関係を深め、きずなを強くしていくことが非常に大切です。築上町全体で、児童一人一人に対し愛情を持って温かく、そして厳しく育てていくことが大切だと思います。

最後になりましたが、築上町の教育に対して、議会議員の皆様方の御理解と御支援をお願い申し上げます。

て、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

議長(田村 兼光君) これであいさつは終わりました。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、中島英夫議員、13番、田原宗憲議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

5月28日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

6月4日月曜日の本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第49号の専決処分、平成23年度築上町一般会計補正予算(第10号)ほか2件及び契約案件、市町村が加入している組合契約の変更並びに発議第3号議会委員会の委員会条例の一部を改正する条例の制定については、本日即決することとして協議いたしました。

6月5日火曜日、6月6日水曜日、6月7日木曜日は、議案考案日といたします。

6月8日金曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

6月9日土曜日、10日日曜日は休会といたします。

6月11日月曜日は本会議で一般質問とします。

6月12日火曜日は一般質問の予備日といたします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

6月13日水曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月14日木曜日は、産業建設常任委員会とします。

6月15日金曜日は、総務常任委員会とします。

6月16日土曜日、17日日曜日は休会とします。

6月18日月曜日は、委員会予備日とします。

6月19日火曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決でございます。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。なお、一般質問の受け付け締め切りは、あすの6月5日

午前12時までといたします。

以上、会期は、本日から6月19日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

また、昨年の上原事故以来、節電の必要性を踏まえ、下記における本会議等でのクールビズについて協議をいたしました。その結果、本会議における服装はノーネクタイ、委員会においてはクールビズにて実施するという結果になりましたので報告いたします。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日6月4日から19日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

議員(2番 宮下 久雄君) 委員長にお聞きしますが、よろしいですか。

考案日が5日から7日まで3日間あるわけですが、今回は、議案も補正中心でありますし、そんなに多くないようですし、本日即決というのも大分あるようですが、3日間という理由で考案日を取ったのかお聞きしたいと思いますが。

議長(田村 兼光君) 信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) かねてから、少しゆったりとした日程を組んでいただきたいという要望が上がっておりました。

それで、今回、1案2案3案ということで3つの案を出して検討いたしまして、2案が、この3日間の考案日ということでございました。

まだちょっと試験段階ということでもあります。とりあえず2番目の3日間の考案日でやってみようじゃないかということになったわけでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。

議員(2番 宮下 久雄君) 考案日ですから、この間に、皆さんが勉強するということですかね。ゆったりとしたという意味がよくわからないんですけども。

今まで3日間も考案日を取るというような運営の仕方、やってきてないと思うんですが、課長さん方に聞きたいことがあれば、議員が前もって出て行って勉強するとかいうことも今まであったようですし、考案日を3日間取る必要があえてあるのか。

町の職員の仕事のことを考えても、3月議会とか決算議会とかいうときは、かなり考案日があるかと思えますけども、この6月議会3日間、本当に要るのか。そこら辺がどうも引っかかりますのでもう一回。

議長(田村 兼光君) 信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 一般質問の、今までは本日の3時までが締め切りでございました。それ

が、明るる日の12時ということにいたしました。1日伸ばしたということもあります。それから3日間が多過ぎるということでございましょうが、これはやってみなきゃわかんないわけですが、まあ、とりあえず3日間でやってみようじゃないかという結果になったわけでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) それにしても3日間はちょっと取りすぎじゃないかなと思うんですけど、これはもう個人的な見解ですから皆さんが今の議長、謀るわけですから、結論としてこれでいきましょうということになれば、やぶさかではないと思いますが、実に、最終日の前日の委員会予備日ですよ、これもいまだかつて使われたことがほとんどないと思います。あつた記憶がないと思うんですけど。委員会で審議される内容は、そりゃ付託案件によって違いましょうけれども、私、議会に出てちょうど今7期目ですが、委員会は大体、悪い言い方をすれば、10時から昼まで議会というような傾向がよく見られていました。しかし、築上町になってから、1日5時までかかったことはあるかないかは、委員会のこと知りませんが、私は総務委員会に所属してますけれども、議案としてはそんなに一日かかるような案件が付託された経緯もありませんし。考案日を3日間とってですね、考えるような議案が今回あるのかと。

それはもう宮下議員、指摘の、ごもつともだと思います。その都度、その対応において、3日試験的にやるんですよ。試験的にやるんやったら、3日間、じゃあそれがいいか悪いかと。で、いたずらに日にちが延びるだけであって、まあ今回、よその議会も、きょう開会で15日までで終わるところが多いと思います。

やっぱり本当に、まあ、築上町は築上町のやり方があると思いますけれども、近隣の市町の議会とも、様子も調べていただければわかると思んですけど、3日間考案日取るって国会やないんやないかなとか思うんですけども、これについては、試験的とは言いながら、ちょっと今回の議案ではどうかと、こういうふうになっております。

議長(田村 兼光君) 私から述べることはないけど、まあこうして、委員会で決まったといやあ語弊がありますが、今回はひとつ委員長の言うように、皆さん方の御理解を願ひまして、協力してやってもらいたいと思います。よろしゅうございますね。(「採決を取らなあ」「採決」と呼ぶ者あり)今、考案日3日に対して、委員長報告のとおり賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長(田村 兼光君) 挙手多数でございますので異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月19日までの16日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第49号ほか23件と発議

第3号であります。

なお、報告事項は印刷してお手元に配付のとおりですが、専決処分の報告が1件ございます。これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づくもので、住宅新築資金等貸付金の訴訟に伴う専決処分です。議会から委任された専決処分の取り扱いは、諸般の報告の中で処理することとなっていますので御報告します。

ほかに、例月出納検査報告は配付のとおり提出されていますのであわせて御報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第1号平成23年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号平成23年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を一括して報告していただきます。

職員の朗読の後、町長の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 報告第1号平成23年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成23年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第2号平成23年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成23年度築上町水道事業会計予算繰越額を別紙のとおり報告する。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 報告第1号でございますけれども、平成23年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

本報告は、23年度の一般会計及び公共下水道特別会計の繰越明許費の計算の報告でございますが、3月議会で、いわゆる補正予算で、繰越明許費の補正をさせていただきましたが、額としては予算どおりの計算になります。

一般会計では、総額で2億4,200万7,000円の繰越額でございます。このうち国庫補助金が1億275万4,000円、地方債が6,200万円、一般財源が7,725万3,000円でございます。事業の内容は、特定防衛施設周辺民生安定施設整備事業、それから調整交付金事業、それから強い農業づくり交付金事業、それから過疎対策事業等でございます。

報告第2号におきましては、下水道事業の予算繰越計算の報告でございますが、これも補正予算で提案いたしましたとおり1,500万円が繰越計算書の繰り越しでございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第4 . 議案第49号

日程第5. 議案第50号

日程第6. 議案第51号

議長(田村 兼光君) 日程第4、議案第49号専決処分(平成23年度築上町一般会計補正予算(第10号)について)から、日程第6、議案第51号専決処分(平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)までは、専決処分です。

したがって、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第51号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第49号専決処分について(平成23年度築上町一般会計補正予算(第10号)について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第49号専決処分について、平成23年度築上町一般会計補正予算(第10号)について、平成24年3月28日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第49号は専決処分でございますが、これは、繰越明許費の追加ということで、額が3月議会中に固まっていなかったため、一応、専決処分を3月28日付でさせていただきました。

先ほどの繰越報告書の中には入っておりますけれども、土木費の道路改良舗装事業、これは648万8,000円、それから道路橋梁費で道路改良事業1,787万円ということで、この分が議会中に額が決まらなかったということで、もうぎりぎり専決処分をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき御承認をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、議案第49号について採決を行います。

議案第49号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第50号専決処分について(平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。財政課長(則行 一松君) 議案第50号専決処分について(平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)、平成24年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第50号は、住宅改修新築資金等の貸付事業の特別会計補正予算(第1号)でございます。

一応これは、前年度の決算において改修資金赤字が見込まれるということで、24年度の収入を23年度に繰上充用して使うようにしたものでございます。この額は3億1,122万9,000円の一応、繰上充用ということでございます。

よろしく御審議をいただき御承認をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 専決処分に入るときに言うべきだったと思うんですが、法第101条の第5項の規定には、3日の告示期間を置かないで前日告示して議会を開くことができとなっております。また、平成18年度の法改正では、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとなっておりますが、なぜ専決処分にしたのか。時間的余裕があったと思うんですが、なぜでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、法は議会を招集することはいとまがなかったということで、私は理解しております。

議長(田村 兼光君) いいですか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) それではちょっと納得できないんですが。

この繰上償還をしないとイケないことっていうのは3月の末でもう既にわかっていると思うんですよ。一応、出納閉鎖は5月の末日だと思いますが、時間的余裕は十分あったと思うんですが、時間的余裕がないって町長は言われますがどうしてでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 出納閉鎖が5月31日で、はっきり額が確定します。だから、5月30日ですかね、31日は休みじゃなかったかな。まあいいや、月末出納閉鎖と、そしてきょうまでの間にいとまはありません。5月31日から6月4日までの間にいとまがございませんので専決処分をさせていただいたと、こういうことでございます。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにごいませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) これは、同和の貸付資金だろうと思いますけれども、そうでしょう。でしょう。これは合併当時、これはだれがやってもゼロにするっゆうことはもう100%不可能だろうと思うんですけど、合併した当初、この焦げつきというか、残高どれぐらいあったんですか。今3億1,000万現在あるんですけど、今後の改正していく予想としては、どんな予想があるのか、ちょっと聞いてみたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) これは、非常に回収困難な回収でございますけど、職員がやる努力いたしまして保証人にも請求した、このいわゆる平成23年の分は一括保証人が払っていただいたとか、そういう形で、相当やっぱり、過去の滞納額が納入をされておるということで、一応もう現年度の分は大体終わりになるんですけど、今後は全部、滞納繰越になってくるといいう形になりますけれども、差し押さえをしたり、それからいろいろないわゆる時効にならない手続をやりながら回収努力をしていくということで、職員非常に頑張っておりまして、去年でも数件全額払っていただいたと、こういう例もございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 努力しておるのは大体わかる数字見りゃあ。数字がちょっと知りたいんですけど、合併した当初は、この残金、回収してない残金がどれぐらいあって、合併して6年か7年になるんですけど、どれだけ減ってきてるのかと数字で示してもらいたいと。

議長(田村 兼光君) 課長。

人権課長(松田 洋一君) 人権課、松田でございます。

今現在、滞納額が5月末現在で5億1,377万円あります。今回の専決事項は、繰上充用の額でございますけども、滞納額は5億1,377万になる見込みです。

今、町長申しましたように、この回収、非常に年々貸付者の死亡、それから行方不明等々、相続関係も発生していく中で、回収が非常に困難になっております。それで、今、国の国土交通大臣が定める助成金というのが、償還推進助成という制度があります。この償還推進助成に載せるように、極力、要望していったところですけども、なかなかこの採択条件も厳しく、思うように償還推進の対象になる事案もございません。

それと、23年度におきましては、抵当権の実行。いわゆる競売を1件実施しております。今年度も競売を3件ほどしていこうかということで、今、回収に努力してるところでございます。ちなみに昨年度回収額は、約2,157万7,000円を回収しているところでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 今、3億と理解しておったんですけど5億って言うたら、記憶が正しければ、椎田町1億8,000万程度だったと思うんですね。昔、10年ぐらい前は1億8,000万程度。今、5億1,000万っ

ちゆうことは、だんだんふえていってるんじゃないですか、この数字が。減ってきてるんですかね。(発言する者あり)いやいい。

これは本当にだれがやっても、これはもう100%回収っていうのは不可能なことでしょうが、数字がふえていく、減っていくという方向にあればいいんですけど、減っていく方向にあるというふうに期待しておりますんで、まあ頑張ってください。

以上です。

議長(田村 兼光君) いいですか。ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、議案第50号についてを採決を行います。

議案第50号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第6、第51号専決処分について(平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長、則行君。

財政課長(則行 一松君) 議案第51号専決処分について(平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、平成24年5月28日付で専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第51号も専決処分の繰上充用の案件でございます。

国民健康保険特別会計で5,400万円の赤字が見込まれております。この赤字の要因は、国庫からの収入が、平成23年度入るべきものが24年度しか入らないというふうなことで赤字が生じた。この赤字を解消するためには、24年度の収入を23年度にいわゆる繰上充用して使わなければいけないと、こういう事態に陥っているところでございますけれども、これは、単なる赤字じゃなくて、来年度の収入である程度補てんできるというようなことでございます。

そういうことで、よろしく御審議をいただき御承認をいただくことをお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、議案第51号について採決を行います。

議案第51号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第52号

日程第8. 議案第53号

日程第9. 議案第54号

日程第10. 議案第55号

日程第11. 議案第56号

日程第12. 議案第57号

日程第13. 議案第58号

日程第14. 議案第59号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第7、議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)についてから、日程第14、議案第59号平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第52号から議案第59号までは一括上程することに決定しました。

日程第7、議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)についてから、日程第14、議案第59号平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第52号平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第53号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第54号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

議案第55号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第56号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第57号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第58号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

議案第59号平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について、地方自治法第218条第1項の規定により平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

平成24年6月4日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第52号は、平成24年度の築上町一般会計補正予算(第1号)でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額108億2,740万円に3億4,350万円を追加をいたしまして111億7,090万円と定めるものでございます。歳出の主なもの、人事異動に伴う人件費の組み替え及び特別会計への繰出金の変更等でございます。

それから、電算システム。これは当初予算に6月で上げさせていただくということで、電算システムの更新費用1億2,682万6,000円を計上させていただいております。

あとは、水田農業経営強化事業ということで、経営規模拡大の助成金を3,000万円。それから浜の宮のトイレ整備事業3,902万9,000円、企業誘致条件整備事業等が1,078万8,000円。それから後、地域防災の計画の見直し及びハザードマップ等々で1,387万6,000円のいわゆる災害関係経費を計上をさせていただいております。

後は、消防施設、消防ポンプ付積載車、防火水槽等、これ、調整交付金事業で2,571万2,000円を計上させていただいております。財源の主なもの、調整交付金、再編交付金、それから国からの経営規模拡大助成金、防災まちづくり基金繰入金等々でございます。その他債務負担行為の設定を2件計上させていただいております。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

議案第53号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)でございますけれ

ども、本予算案は、金額の増減はございません。節を変えておるものでございますけれども、これは抵当権、先ほど課長からも説明ございましたが、抵当権が設定されております不動産を競売するために、弁護士を依頼しなきゃなりません。そのための報酬を節替えて計上させていただいておるところでございます。

次に、議案第54号平成24年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございますが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額28億7,705万6,000円に2,231万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億9,937万1,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金の平成24年度支払い分確定に伴う増額補正及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

次に、議案第55号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)でございますけれども、本予算は、歳入歳出それぞれ583万8,000円を減額いたしまして、総額を2億4,095万8,000円と定めるものでございますが、これは人事異動により減額をいたしたところでございます。

次に、議案第56号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますけれども、本予算案も人事異動に伴う補正で42万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,730万8,000円と定めるものでございます。

議案第57号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、本予算も人事異動の人件費の移動でございます。歳入歳出それぞれ172万6,000円を減額いたしまして、総額をそれぞれ5億4,528万3,000円とするものでございます。

次に、議案第58号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。本予算は、歳入歳出それぞれ178万9,000円を追加いたしまして、1億4,592万7,000円とするものでございます。この中身も人件費の移動でございます。人件費ということになりますので一般会計からの繰入金を持って充てるところでございます。

次に、議案第59号平成24年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)でございますけれども、本予算は、既定の第4条予算の資本的収入を200万円増額いたしまして、総額を350万円に改め、資本的支出を400万円増額して9,279万円に改めるものでございます。内容としては、東九州自動車道の椎田インターチェンジの工事に伴う配水管布設替えの費用計上でございます。よろしく御審議をいただき、以上の予算案、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第15. 議案第60号

日程第16. 議案第61号

日程第17. 議案第62号

日程第18. 議案第63号

日程第19.議案第64号

日程第20.議案第65号

日程第21.議案第66号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第15、議案第60号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第60号から議案第66号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第15、議案第60号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第21、議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第60号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第61号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第62号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第63号築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第64号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第65号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成24年6月4日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第60号は、築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成24年の7月9日から施行されます。そして同じく、外国人登録法が同日付で廃止をされることに伴い、条例

の一部を改正するものでございます。

次に、議案第61号は、築上町税条例の一部を改正する条例でございますけれども、本条例案は、地方税及び国有財産所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。よって、築上町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、固定資産税の評価替えに基づく年度の変更でございます。そしてまた、中身としては、寡婦(夫)、両方ですね。男女、寡婦(夫)控除が廃止されるというものの内容でございます。

次に、第62号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これも本条例案は、地方税及び国有財産所在市町村交付金法の一部を改正する法律が施行され、そしてまた、地方税法施行令の一部を改正する政令それから省令が公布されました。これによって築上町の国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。主な改正事項は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長でございます。

次に、議案第63号は、築上町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は、先ほどのいわゆる外国人登録法それからその他の法律の改正により、この条例も改正する必要があるとございます。よって、提案を行っておるところでございます。

次に、議案第64号築上町下水道条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、本条例もいわゆる外国人登録法の関係、それから先ほどの法律の改正によって本条例も改正をするものでございます。

次に、議案第65号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、本案も同じく外国人登録法の関係で改正をするものでございます。

次に、議案第66号築上町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定でございますが、3月議会で課等設置条例が一部改正になりました。都市政策課が新たに設置をされましたので、審議会の庶務を建設課から都市政策課に移すために本条例の改正を必要としておるところでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第22、議案第67号

議長(田村 兼光君) 日程第22、議案第67号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第67号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第67号は、町道路線の変更についてでございますが、本案は、企業誘致の条件整備に伴い、町道湊115号線及び湊107号線を起終点を道路法第10条2項の規定に基づき変更するものでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第23. 議案第68号

日程第24. 議案第69号

日程第25. 議案第70号

日程第26. 議案第71号

日程第27. 議案第72号

日程第28. 発議第3号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第23、議案第68号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてから、日程第28、発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号から発議第3号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第23、議案第68号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第68号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成23年12月5日付議案第96号をもって議決された防衛施設周辺民生安定施設整備事業、築上町コミュニティセンター新築工事(Ⅰ工区・建築・外構工事)工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第68号は、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

本案は、コミュニティセンター新築工事(第Ⅰ工区・建築・外構工事)の工事請負契約の変更でございます。本契約は、23年11月16日に条件付一般競争入札の結果、鴻池組九州支店が消費税込みで5億1,450万円で落札し、平成23年11月25日に仮契約を締結、平成23年12月5日の定例会において議決がされまし

た。契約変更の内容は、地盤掘削を行った結果、基礎地盤の強度が設計により足りないというようなことで、一部設計よりも強化をする必要があるということで、これは新たな新規追加ということでラップルコンクリート基礎の新規追加等々の工法変更でございますけれども101万9,550円を追加いたしまして5億1,551万9,550円に契約変更をするものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) この地盤調査をした結果と言われましたが、当初、地盤調査はいっぱいしてたみたいなんです、なぜ今回また地盤調査をしたのかどうか。

議長(田村 兼光君) 渡邊企画振興課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

当初、実施設計のときに地盤調査、行っております。ボーリング調査ということで6カ所行っておったわけですけども、実際工事が始まって現場に入りまして、詳細のまた調査を行いますけども、一部地盤がちょっと弱いところが数カ所あったということで、昔ちょっと井戸の跡とか、そういったのがあったということで、今回、このラップルコンクリートの強化工事が必要というふうになっております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 井戸の跡とかそういうのは、もうわかってたと思うんです、最初から。そういうことは、加味されなかったということなんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 企画課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

井戸の詳細の、跡っていうのがちょっと目視ではわからないような状態であったということで、それはもう一部のところなんですけれども、もともとが何か、旧築城庁舎跡地周辺、まあ遺跡があったということで、そういったのも少しは影響してるのかなという気はいたします。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) 工事の変更自体は、まあそういった事情で、井戸があったとかそういうことで変更があったというのはまあ十分わかるんですが、それとちょっと違った観点から。

これに関連して、いつも言っていることなんです、以前、この建築に関して、住民のコンセンサスを十分に取って、この工事がなされたというような話を聞きましたが、アンケート調査を住民にしたと、住民にしっかり説明してこれはここまで至ったというような説明を聞きましたが、こんな質問していいんですかね。いいの。

議長(田村 兼光君) それはあんた、今のもう、そういうやつは抜きじゃ。今、工事に対しての進行しているうちの、工事に対してのあれじゃから。それはもう違うやろ。

議員(4番 工藤 政由君) まあ、しかし、反対する理由にね。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) それはもう意味は違うや。

議員(4番 工藤 政由君) じゃあもういいや。いいです。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

反対意見のある方。工藤議員。

議員(4番 工藤 政由君) さっきも言いかけたんですが、これは住民のコンセンサスを十分経て、この事業化は実施されたというような説明を聞きましたが、僕は、この前、環境週間で東築城の集会に初めて出ました。そのときに、そういうアンケート調査をして、この工事がここまでなったのかと。住民の人に聞くと、何が建ちよるんかねというような話で、ほとんどの人と言ってもいい、まあ半分以上は、「何ですか、あれは。」というような話になりました。そういったことで、この建設自体、説明したことが、何か裏が取れないなというような不安を持っていますが、これは一応反対の理由で、もうずっと当初から反対してきていますから反対しますが、一応そういう意見もあったということも踏まえて、この案件については当初のとおり必要ないということで反対をいたします。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) ございませんか。これで討論終わります。(発言する者あり)反対意見がありますので、これから、議案第68号について採決行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第69号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第69号物品売買契約の締結について、農業情報統合管理システム導入に伴う関連機器について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第69号は、物品売買契約の締結でございます。

本案は、農業情報統合管理システム導入に伴う関連機器について、いわゆるプロポーザル方式ということで、一応提案を受けながら、購入相手を決めていったところでございます。

そういう形の中で、この中身は、衛星を利用したいわゆる写真システムを導入するというふうなことで、農業情報、それからまた地図情報とか、いろんな形で総合的に利用できるというふうなことで決定をいたしましたとこ

るでございますし、そういう形の中で、契約案件の条例以上になるというようなことで、一応提案をさせていただいておるところでございます。

そして、契約の相手が、福岡市早良区百道浜2丁目1番1号株式会社日立ソリューションズ九州、代表取締役は福岡寛さんという、まあ会社でございますけれども、一応、いろんな形で提案のあったものからここを選定をして契約をするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 電算といいますか、これ、システムというふうになっていくと、いつもこのような説明が、資料が非常に出てこない。

過去、何人もの議員が電算等についてコンピューターについて、高いのか安いのかという形で質問が出されて、その教訓が全くなされてないこの提案の仕方をしてるなということでお尋ねしたいと思います。

まず、この1,300万が高いのか安いのか。どこで判断したらいいのかがまずわかりません。それから、プロポーザル方式で出されたというなら、恐らくここで、どこで何社でプロポーザルをしたのかといえば、何社として金額が安いところをこの日立さんに頼みましたという答弁になるんですけど、プロポを実施した以上、私たちが検討材料としたいのが、やはり町は、こういったのを求めた、町の条件のこの中で、何社プロポが集まって、そしてこの資料を、売買契約書の次に2枚資料出てます。この単品の一覧を出した以上、このプロポのどこでやった他社、その落札されてないところの資料をやはり添付して、こういう形でここに決めたんですという形で、口頭じゃなくて文書で資料を出すのが本当の形だと思います。

町長にお尋ねしますけども、この3枚の資料添付をもらった中で、1,300万がこういう理由で安くここに決めましたと、この物品の一つ一つをその理由で今ここで説明できますか。私たちはこれ到底、1,300万が何なのかと、高いも安いもまったくわからないこういうような資料の出し方をされて、これ、本日即決ですけれども、即決したいなら直ちに資料を出して、そして即決を求めるべきではないかと思います。

この資料で納得のいく説明ができるなら、今ここでやってもらいたいと思います。

議長(田村 兼光君) 中野産業課長。

産業課長(中野 誠一君) 塩田議員にお答えいたします。

産業課の中野ですが、この農業情報統合管理システムにつきましては、昨年12月の8日に第1回の選定委員会を開きまして、そこで7社から提案をいただくということで決定をいたしました。そして、業者を7社選定をして依頼をいたしました。仕様書、それから提案書の作成要領等を業者に配付いたしました。そうして2月の14日に、その中から業者選定委員会を開きまして4社に絞り込みました。そしてその4社に、さらにプロポーザルをいたしまして、4月の11日に2社からプロポーザルに参加したいという意思表示がありました。そ

して、4月の14日に第3回の農業情報統合管理システムの業者選定検討委員会を開きまして、プロポーザルの日程等を決定いたしまして、5月の14日に2社によりますプロポーザルを実施いたしました。

その際に、2社から見積書を聴取いたしまして、機器の値段、それからシステムの内容について説明を聞いた後、選定委員で委員会を開きまして採点をいたしまして、業者を1社に決定いたしました。それが5月の15日でございます。その後、議会の上程ということになったわけでございます。

金額について、どこが安いか高いかということはこの2社について比較をいたしました。それから、今後10年間使用した場合の維持管理費等についても提案をいただきまして、どちらのほうがいいかということで比較検討しまして、この日立さんに決定した次第でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 今、しゃべられたそういう経緯を資料として出すべきじゃないかと思うんですよね。何ですか、今の説明を受けた中では、これ3枚資料、全く関係ないんですよね。今、説明したのを資料として出されたほうが納得できる。高いとか、ここが会社だめとかじゃないんですよ。そもそも出し方が、この3枚出るときゃ、もう議員わからん、通すやろうというような出し方をされているとしか思えない。こんな出し方されて私たちが説明を受けて、また追加があります、何とかがありますというに形になる。これでどこで私たちが検討するべきの資料なのか。こういう出し方をされては困る。町長そう思いませんか。

こういう形で経緯を踏んでやってきた。2社、どこどこでやって、こういう形でこういうものを町は求めたから、こういうプロポでこういうふうになったと。何らかのこの、何かサーバーって書いたのがたくさんあるこの資料がああだから、ほかもこういった資料で検討していったと思うんで、そういったことをやって、きょうに至って資料が出ましたという形の資料を出していただきたいです。いまだにわかりませんが、とにかく出せばいいと。議員わからんからこれ、通すやろうというような資料の出し方はやめていただきたい。

それから一つお尋ねします。

これ、設置されて保証期間、別紙と書いてますが、貸し期間とはどれだけあるんですか。

議長(田村 兼光君) 中野産業課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。

貸し期間と言われたですかね。

議員(9番 塩田 文男君) 保証期間。

産業課長(中野 誠一君) 保証期間ですか。

物品の保証は、毎年、維持管理契約をいたしますので、その契約の期間になると思います。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

議員(9番 塩田 文男君) 3回になるのですよね、まとめて聞きたいんですけど、維持管理期間っちゃうじや何か障害が生じたら全部ただですか。

それから、もうこれ以上聞けなくなりそうなので聞きますが、町長に説明を受けたいんですけども、もう少しちゃんとした資料で出してもらわんと、ここで本当に議決せということですか。こういう資料で、町長どのようにお考えでこの資料を持っていますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、このシステム導入すれば、効率的な仕事ができると。今までは、衛星システムを利用してない、いわゆる空撮の分でございますけど、これに切りかえるというふうなことで、まあ本当に正確な仕事ができるということございまして、私は別に、まあ一応、金が、まあ今までも大分かかっておりましたので、これはいいんじゃないかなということ判断してゴーサインを出したということでございます。

議長(田村 兼光君) ほかにござませんか。

議員(9番 塩田 文男君) ちょっと待ってください。今、質問の趣旨が違う。

議長(田村 兼光君) どんな質問か。

議員(9番 塩田 文男君) 今、僕が聞きたいのとは、違うことを答えた。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 町長はそうやろう。新川町長。

町長(新川 久三君) 僕が提案した以上、これは自分として、こういう仕事をやれば町のためになるということで提案をさせていただいておる。

議長(田村 兼光君) で、何が聞きたい。

議員(9番 塩田 文男君) 聞いていいんでしょう。

議長(田村 兼光君) もうお前、しゃんとせにや。

議員(9番 塩田 文男君) このシステムを批判しているんじゃないんですよ。この資料の出し方。僕たちにどこを求めて検討せと言いはるのかということです。

この空撮できる、というのは、これ1,000万円でも2,000万でも僕たち構わないんですよ。(「そうよ」と呼ぶ者あり)それやろうとしよんやから。この資料3枚で、僕たちに即決、議決を求めるといのは、余りにも失礼な資料じゃないですかということなんです。検討資料がないでしょということなんです。貸し期間もわかんないでしょ。半年後に故障したらただですか。それ、どこ書いてる、保証期間及びどうって、これ別紙って書いてある。(「別紙は」と呼ぶ者あり)4番。契約情報の。それは答えられない。(「別表があるん」と呼ぶ者あり)別表ちゅう。

議長(田村 兼光君) 今、塩田君の言いはるのはね、もう少し詳しい内容の資料を出してやってくれっちこう言いはるわけやね。(発言する者あり)

だから、そういう具合に答えりゃよかるうもん。新川町長。

町長(新川 久三君) 私どもはこれで理解できると思って出しておりますし、必要とあれば、またそれは当然。塩田議員が必要という形ですけど、我々はこれで十分通用するんじゃないかなと思って提案させていただいているところでございます。

議長(田村 兼光君) これは町長ね、やっぱり私も塩田議員、声に出してはいかんけど、やっぱり皆そう思

いますよ。これからひとつそういう具合になるべく積んでください。(「議長は議事進行のまとめ役ですから、議長の個人的な意見をそこで発言しないでください」と呼ぶ者あり)いやいや。

町長(新川 久三君) 私どもは、あとまた、それは皆さんに提示しますけど、一応、私どもとしては、議員の皆さんに御理解していただくということで、資料出しておりますけど、すべてが皆さんの要望どおりの審議できないという形になれば、これはまたちょっとどうなるかなという、まあ考え方持っておりますけれどですね。基本的には、全部資料は、私は公開していいと思います。しかし、今回これで、理解いただけるだろうということで提案させていただいておるので、そこんところは議員皆さんそれぞれ個人差があると思います。資料資料という形で、すべてがそういう形であれば、今後は、もうちょっと親切な形で出すようには、私は事務局のほうに今後、会議等で申し添えて、十分わかるような形で。口頭で説明すれば、私はわかるんじゃないかなというふうな形で理解しておりますので、ぜひ理解をお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今、塩田議員が言われて、町長の答えもですね、ちょっと余りにもあらましなというか。

契約書の中に別表というのがあるんですから、やはり別表はしっかりつけていただきたい。その別表の中身が一番これ重要な部分になりますんで、そこで、私たちがこれを賛成するか反対するかという、これ一番大きなものなんです。例えば、数量が1とか2とか言うのを、もう聞かなくてもわかるよみたいなならいいんですけどね。そういうような中身じゃないんでね、しっかりした資料をやっぱり出していただきたいと思います。

内容なんですが、この中にサーバー、かなりの数が入っています。これだけの数のサーバーが必要なのかどうなのか。クライアントにしても、すべてそうですけど、これだけのシステムでこれだけの数が要るってなれば、築上町全体のシステムになったときに、どんな対応になってしまうのかなっていう怖さがあります。

で、サーバーを、この農業関係だけじゃなくて、全体的なサーバーとのその兼ね合いの中でやっていくということができないものなのかどうなのか。

それと、プリンターにしてもそうです。プリンター2台で28万円。30万近いプリンターです。プリンター自体もほかのプリンターと兼用ができないものなのかどうなのか。例えばシステム1つについてプリンター1台というふうにしたらですね、皆さん各家庭の中にパソコンがあると思いますけど、そのパソコン1台に1台とかいうプリンターは普通しないと思うんです。例えば家に2台あってもプリンター1台とか。システムに対してプリンター何台とかいうことしないと思うんです。その兼用ができないものかどうなのかというのがもう1点ですね。

それともう一つ、オラクルっていうんですか。これ、無料でパソコンで開くとダウンロードができるシステムだろうと思うんです。ちょっと私が間違っていればあれですけど、以前、総務課長と話したときに、ダウンロードが無料でできるシステムがあったと思います。これに近いものではないかなと思いますが、この点をお聞きしたいのと、オフィスが入るようになってますが、オフィスにしても今、一般的に買えば、まだ安く購入できるのではないかなと。こういうのはシステムの中に入ってきてるから定価に近いような金額で入ってきてますけどね、

こういうところを一つずつ一つずつ減額していくという方法が取れなかったものなのをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 中野産業課長。

産業課長(中野 誠一君) 産業課、中野です。

サーバーのLANに書いてある機器は、全部がサーバーのコンピューターっていうことではなくて、それを格納するラックでありますとか、ほかの機器も入っております、サーバーがこんなに10何台あるわけではございません。

それから、カラープリンターについてですが、これは、地図情報ですので、大きな地図を出力する場合がございます、通常のA4サイズの図面ではなく、大きなA3とかA1とか、そういったのを出力するためのプリンターでございますので、通常の文字とかA4サイズの出力だけでしたら、共用ができないことはないと思いますが、そういったのの目的のためにプリンターを設置してるものでございます。

それから、オラクルについては、ちょっと私も内容をよく存じ上げませんが、オラクル、それからマイクロソフトのオフィスにつきましても、それを含めたところで提案をいただいておりますので、それぞれ一つ一つ一つのソフトについて、どちらのほうが安い、2社についてどちらが安い、安い、安いということでは比較はいたしませんでした。全体の金額で比較いたしましたのでこういう結果になっております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) こういうようなものは、全体的な数字、ほかのシステム、今からいろんなことが出ると思うんですけど、全体的な数字で、AとBという業者があったらAとBを比べてこっちが安いからというふうにしてしまうと、一つずつのもの、一つずつの品物が高かったり安かったりというのがやっぱり出てくると思うんです。大変な作業になるかと思いますが、細かい作業、プリンターにしる、こういうふうなソフトにしる、一つずつの金額をチェックしながら、これは全体的にこっちのほうが安かったねとか、ここは逆にいえばちょっと高いんで値引きをしてもらおうとか、そういうふうな積み重ねが全体的なシステムの何億というものの今、数字になってるんです。それを例えば細かい数字の積み重ねが、何千万とか何百万とかいう数字にやっぱり変わってくるんだと思うんです。

だから、そういうふうの一つずつ、特に、この電算については、細かくチェックをする必要性というのがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について、町長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 電算も総合的に全部が一本でやればいいけど、そうはなってないわけですね。そこんとこで、会社が全部違うという形なら、すべて会社を統一して同じものをやるという、全般的な形でやるのがいいのか。それとも個別に専門的なものをそれぞれでやるのがいいのかという形になれば、今までは、

全部個別にそれぞれ当たっていったらというのが状況でございます、全部網羅してやるという電算システムは、今のところないんじゃないかなと思うんで、やっぱり個別でいいものを取っていくという形にしかなりえないと私は思っております。

そういうことで、今回も、これが一番最新鋭のものというふうに今聞いております、実際ですね。だから、この情報でいけば、航空写真から、山から全部すべてが網羅されるという。今までは、農地だけの、連合会の空撮の分を採用してございましたけど、この連合会を断って、新しいこういうシステムのものに変えていくと。これはやっぱり私はいいいことじゃないかなと思っておりますんで。まあ、電算の中身については、私は詳しくはございませんので、それはもう担当課のほうに任せておりますけどですね、それはそれで私はいいいんじゃないかと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今、町長、私が質問したのは全体的なシステムを一つにしてくれとかいう話じゃないんです。細かいところかもしれんけど、マイクロソフトのオフィスとかプリンターにしる、個別に小さくチェックをかけて、値段の、例えば1万円安くなりましたとか3,000円安くなりましたとか、そういう積み重ねが何百万、何千万ってなっていくんじゃないですかという話なんです。

だからそういうふうなことを、やっぱり町長自身がしっかり考えて、各課、各担当にそういうふうな指示を出して、細かいチェックするようにやっぱりしないとですね、むだな部分というのがこういうぼんと一覧表で出てきて、むだな部分とかいうのが出てくるのじゃないですかという質問したんです。そういうふうなチェックをしてもえませんかということなんです。どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 武道議員の言うように、できればそういう形でチェックすれば、効率的なものになると思うんでですね、今後はそういう形でやらせてもらいたいと思います。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 町長ですね、塩田議員が言ってることはごもっともと思うんですよ。それで、私もこの方式もわからないし、議員の皆さんも電算のことで金がかかるんやなとこの程度のレベルの人もいれば、あるいは突っ込んだらいろんな細かいことまで詳しい人もいます。

しかし、聞かれたときに、よくわからないんですけどという答え返ってきたですね、今。町長も余り詳しくない言い方をしたんです。町民の血税を使うのに、1円の金でもわからんちゅう話で提案してもらっちゃあ、議員として、それは納得できんわけ。そうでしょう。やはり説明するのに、資料、これはもうだれが言うてもこんなことで提案されて、賛成できるわけないやないかちゅう話になると思うんです。これ賛成しよったらもう議会は要らんやないですか、はっきり言って。やけえ、きょう即決するにはちょっと余りにも乱暴ですよ、これ。資料もたった今、そろえてってそろわんでしょう。これはまあ、町長が即決を議会にお願いして、避けていただいて、今議会中に委員会付託をするなりして、十分審議をしてもらえる資料を集めると、そして皆さんに御理解いた

だいて最終日に採決するという方法で、町長やるという気持ちはありませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それは結構でございます。

議長(田村 兼光君) じゃあ、暫時休憩。

ちょっと、議運の人。

暫時休憩と申しました。

午前11時34分休憩

.....
午前11時46分再開

議長(田村 兼光君) 皆さん、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

議運の委員長から報告がございます。

議会運営委員長(信田 博見君) 議案第69号物品売買契約の締結についてでございますが、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略するようになっておりましたけれども、議運で検討した結果、産建に付託するというふうになりました。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 今、委員長の報告のとおりでございますので、これで質疑を終わります。(「議長」と呼ぶ者あり)

もう終わった。

日程第25、議案第70号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第70号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第70号は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

本案は、住民基本台帳の一部改正に伴い、福岡県の後期高齢者医療広域連合に対して、構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるために、後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、議案第70号について採決を行います。

議案第70号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第71号福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第71号福岡県介護保険広域連合規約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第71号は、福岡県介護保険広域連合規約の変更でございます。

本議案は、住民基本台帳の一部を改正する法律が、平成21年の7月15日に公布をされました。このうち外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることに係る規定について、平成24年7月9日に施行されるに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、議案第71号について採決を行います。

議案第71号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第72号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第72号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

平成24年6月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第72号は、豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

本議案は、議案第71号とまったく同様の理由によって規約変更するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 私語はお止めください。

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、議案第72号について採決を行います。

議案第72号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。進事務局長。

事務局長(進 克則君) 発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定より提出する。

平成24年6月4日、提出者、築上町議会議員信田博見、賛成者、築上町議会議員中島英夫、賛成者、築上町議会議員西口周治。築上町議会議長田村兼光殿。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 提案理由でございます。

築上町課等設置条例の一部改正により、都市政策課が新たに設置されました。

これにより、築上町議会委員会条例の一部を改正する必要があります。これが条例案を提出する理由であります。都市政策課を産業建設常任委員会の所管とするということでございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 都市政策課の所掌事務をすべて産建委員会で審議するというごさいますが、実は、都市計画事業につきましては、当然、産建の委員会の管轄と思うんですが、都市計画の設定とか、そういうのも総務でなくて産建なのかという疑問がごさいます。そこら辺はどう考えておられるのかお聞きしたい。

議長(田村 兼光君) 信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 一応、都市政策課が、建設課を2つに分けて都市政策課というのをつくったということごさいます。

それで一応、産業建設の所管になるんじゃないかということで、それならばいいだろうということごさいました。そして、一部、総務、企画課のほうかな、企画課のもちょっとあったんですけども、結局一切合財というか、すべてが、そういったことすべてを産業建設のほうに付託というか、するということじゃないでしょうか。以上です。(「もう一回」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 委員長ですね、当然、その建設課の中にありました都市計画事業ですね。そういうものを都市計画課が担当するというのは当然と思うんです。それは産建委員会の所管と思いますけども、都市計画の策定業務、こういうものまですべて産建の所管になるのかというちょっと疑問がごさいます。私は、そういうものは総務の管轄ではないかと思っております。

その質問ごさいます。

議長(田村 兼光君) 執行部があんた、その。(「執行部は違う」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(「局長答えて」と呼ぶ者あり)いや、ちょっと聞きよるわけやら(「それはもう」「議員提案やから」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 一応、所管として産業建設委員会というふうになっております。そして、今の都計審に関しましては、各委員長さんが全員入って都市計画審議会を立ち上げてするようになっておりますので、産業建設に一任というわけではないと思いますので、その辺をよろしく御理解していただきたいと思いません。

議長(田村 兼光君) これを、こういうの、わしもあんた、困るけど。これはもう、これから必要に応じて、こういうやつは皆で諮るってことにしたらどうかね。(「それでいいと思う」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(「もう一回審議しなおせ」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 言われるとおりだと思いますよ。というのが、今、信田議員が提出者になってますよ。提出者が説明できないんですよ。これは、悪いけど、だれかが考えてこういう形、何ですか、この課がで

きましたと。建設課と一体でちょっと分離したような状態ですよ、だから産建でしょうというらえ方でこういう文書をつくって提出してくださいと。これは議員やないと提出できんから、発議としてするんやから、議員提案してくださいと。で、議運に図ったところ、信田議員が委員長さんで、各常任委員会の委員長さんが賛成委員として出たと。で、本会議の中で議員からの指摘でこういうことやないかなと、それもそうだなということになった。

これから、やっぱりこういう議案を出すときは、事前に、議長が言われるように全員で審議、全協か何かで話しをするとか、こういうふうに出すんですがという意見を求めて、完全なものにしてから提案をするようによろしくをお願いします。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) ゆっくり協議をしてというふうな時間はないと思うんです。もう、次の議会からも付託案件がありますんで、付託をするかしないかとか、行き先がどこなのかということも出てくるかと思えますんで、早い段階で決めないといけなくなっているのは事実だろうと思うんです。これは、次の議会からというんであればいいんですけど、課ができてる以上はもう付託されるんですから、もう、きょう決めないといけないうことになるだろうし、それか、議案質疑の日、一番最初に採決するとかいう方法もあるかもしれませんが。

それと、これはあくまでも産業建設に関する事務であって、これが総務の業務のことを書いてるわけじゃないんです。

総務のことでその都市計画のことが必要であれば、総務のほうにもその分を追加する案件を後で追加案件で出せばいいということになるんで、あくまでも産建のことだけしか、今回は変更はないんで、これはこれで私はおかしくないんじゃないかなと。

もし、都市計画関係で総務も必要であれば、総務のこの部分にその項目を追加をする議員提案で委員会条例変更ですね、出すべきではないかと思いますが、その点について、局長、その点ちょっと回答していただければと思いますけどお願いします。

議長(田村 兼光君) これちょっと今資料もらったけえ、ちょっと説明しよう。

理由は、築上町課等設置条例の一部改正により都市政策課が設置され審議会をその都市政策課において処理することとなったため、条例の一部を改正する必要があると。これが、この条例案の提出理由である。

築上町都市計画審議会条例の一部改正については、上記条例案を別紙のとおり提出すると。こういうようになっておりますのでね、またこれ、あれしちや何や、もうこれで、もう採決しますか。(「できない」と呼ぶ者あり)吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 今、武道議員が言われたようなことは、わからんことはないんですけど、そういったことを皆さんがこの本会議の中で、その件に関してはこういうふうにしてはどうかという意見もあってます

んで、百歩譲ってそういったことを皆さん認めるということであれば、採決もやぶさかではないと思うんですけど。

議長(田村 兼光君) これは、都市政策課から出たんやろ。宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 武道議員が言ってることもうなずけるんですけども、都市政策課ですかね、その所管の事務ですよ、事務に何が入ってるかなんです。どういうふうに課等設置条例の中に定められておるか。全部入ってしもうちよったら、全部、産業建設委員会になりますよということですよ。だから、産業建設委員会は、都市計画課は産業建設委員会の所管ということに提案されてますからね。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 今、審議会の所管課が産業課になっちゃう。そうよ、都市政策、審議会って言いよんじゃない。(発言する者あり)

住宅とか何とかしよったやつをこの課に持ってきたんやろ。(発言する者あり)それでね、今まで建設課の中に、住宅とか何とかが手間とりよったき、これを専門にさせようと思ってこれ持ってきたんやろ、そうやろ。

議員(4番 工藤 政由君) 住宅の部分はそうやけど、都市計画の部分は企画やないかっちゃうことなんよ。(発言する者あり)それだけなんですよ。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 休憩落とすわけ。簡単なことやけえ、お前。それちゃんとわかるように説明せなよ。なら5分間ほど暫時休憩。御迷惑かけます。

午後0時12分休憩

.....
午後0時22分再開

議長(田村 兼光君) 皆さん、大変御迷惑かけています。

休憩前に引き続き、会議を開きます。信田委員長。

総務常任委員長(信田 博見君) 建設課に、道路橋梁及び河川に関する事、公営住宅に関する事、都市計画に関する事、公園及び緑地に関する事、農林土木施設に関する事、この公営住宅に関する事と都市計画に関する事、これはそのまま都市政策課にスライドさせただけということで、それに一般住宅に関する事をプラスして都市政策課ということにしたということになっておりますんで。

企画振興課のほうに、町行政の総合企画及び総合調整に関する事という部分があります。どちらに属するのかって非常に難しい部分がありますが、この企画振興課の町行政の総合企画及び総合調整に関する事で、そういう事も審議できるんじゃないかと私は思ってます。いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) ようございますか。宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) もう言いませんけども、甚だ納得のできない見解でございます。たしか、企画振興課のほうに都市計画策定業務、そこら辺のほうは担当してたか、その職員が担当してたかというような状況がこの前まであったんじゃないかと思っております。あえてこのまま進むならば、総務所管から都市計画に関する事は、無理やり除くということになるということ、よく委員長、覚悟しちよってもらいたい。(発言

する者あり)

議長(田村 兼光君) ようございますか。(発言する者あり)よし、ほかにはないようですので。

これから討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。これから、発議第3号について採決を行います。

発議第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの午前12時までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労さんでした。

午後0時26分散会